

第 3 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成23年10月 4 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成23年10月4日(火曜日)

午前10時1分開議  
 午前11時20分休憩  
 午前11時25分開議  
 午後0時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第13号 平成23年度県営かんがい排水事業、県営経営体育成基盤整備事業、地域密着型農業基盤整備事業、基幹農道事業、県営ため池等整備事業、県営中山間地域総合整備事業、山のみち地域づくり交付金事業、水域環境保全創造事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、単県漁港改良事業及び漁村再生交付金事業の経費に対する市町村負担金について

議案第14号 平成23年度農地海岸保全事業の経費に対する市町村負担金について

議案第15号 平成23年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第15号 財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」の見直しについて
- ②環太平洋連携協定（TPP）の現状について
- ③荒尾競馬事業の廃止及び今後の対応について

出席委員（8人）

委員長 池田和貴  
 副委員長 浦田祐三子  
 委員 村上寅美  
 委員 鬼海洋一  
 委員 城下広作  
 委員 中村博生  
 委員 田代国広  
 委員 橋口海平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 淳  
 総括審議員兼経営局長 梅本 茂  
 政策審議監 豊田 祐一  
 生産局長 麻生 秀則  
 農村振興局長 大薄 孝一  
 森林局長 藤崎 岩男  
 水産局長 神戸 和生  
 農林水産政策課長 国枝 玄  
 首席審議員兼団体支援課長 吉田 國靖  
 政策監兼団体検査室長 今村 昭彦  
 農地・農業振興課長 船越 宏樹  
 担い手・企業参入支援課長 田中 純二  
 流通企画課長 板東 良明  
 むらづくり課長 原 俊彦

農業技術課長 松 尾 栄 喜  
農産課長 本 田 健 志  
園芸課長 野 口 法 子  
畜産課長 平 山 忠 一  
首席審議員兼農村計画課長 宮 崎 雅 夫  
技術管理課長 大 里 正 明  
農地整備課長 田 上 哲 哉  
森林整備課長 河 合 正 宏  
林業振興課長 岡 部 清 志  
森林保全課長 本 田 良 三  
水産振興課長 鎌 賀 泰 文  
漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人  
農業研究センター次長 佐 藤 巖

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博  
政務調査課主幹 木 村 和 子

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

付託議案等の審査の前に、9月13日付で一部職員の異動がっておりますので、自己紹介をお願いいたします。

田中担い手・企業参入支援課長。

（担い手・企業参入支援課長自己紹介）

○池田和貴委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、説明の際、執行部の皆さんは、着席のままで行ってください。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行っていただき、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○福島農林水産部長 今回御提案いたしております議案の概要につきまして御説明いたし

ます。

今回御提案いたしておりますのは、平成23年度一般会計補正予算と条例等案件4件及び報告案件5件でございます。

初めに、補正予算につきましては、総額15億円余の増額補正となっており、補正後の農林水産部の一般会計予算総額は536億円余となっております。

補正予算の主な内容でございますが、地域と調和して農業へ新規参入を行う企業などに対する助成や、昨年の宮崎県での口蹄疫発生時の移動制限に起因する県内の搾乳牛不足を解消するための助成のほか、森林整備を推進するための間伐実施などに対する助成に要する経費などを計上しております。

また、梅雨前線豪雨等による災害復旧関係といたしまして、農地災害復旧事業、林道災害復旧事業及び治山事業などについて所要額を計上いたしております。

次に、条例等案件といたしまして、平成23年度に県が実施する農業基盤整備や土地改良等の建設事業に要する経費の一部について、受益市町村に御負担いただく負担率を定めるための3議案のほか、漁業取締船の事故に係る専決処分の承認案件を1件提案しております。

次に、報告事項といたしましては、交通事故に係る専決処分の報告2件のほか、財団法人熊本県農業公社、社団法人熊本県林業公社及び財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類を提出しております。

以上が主な概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

また、その他報告事項といたしまして、熊本県森林・林業・木材産業基本計画の見直しについて外2件について、担当課長から御説明いたします。

以上、どうぞよろしく御説明申し上げます。

す。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の常任委員会説明資料につきまして、1ページから12ページまでが9月補正予算関係、赤いタブをめぐっていただきまして、13ページから18ページまでが市町村負担金関係、19ページから24ページまでが専決処分関係、25ページ以降が県が一定条件の出資または債務負担等をしております公益法人の経営状況説明ということになってございます。以降、担当課ごとに説明させていただきます。

まず、資料1ページをお願いいたします。

9月補正予算関係でございます。

平成23年度9月予算の総括表でございます。

農林水産部関係では、一般会計分15億円余の増額補正となっております、補正後の一般会計は536億円余、特別会計合わせまして544億円余となっております。政策課関係の補正はございません。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページの議案第13号から15号までは、いずれも平成23年度の農林水産部所管の県営事業につきまして、受益市町村に負担いただく経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律上、その経費について、受益市町村に負担させることができることとされております。その負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めるということになってございます。

議案につきましては、13号が地方財政法、14号が海岸法、17ページの第15号が土地改良法と、各根拠法令ごとに提案させていただいております。

それぞれの事業の負担割合につきましては、国のガイドライン等により設定したもので

ございまして、昨年度と変更はございません。これまで各受益市町村の同意を得たものでございます。

農林水産政策課関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。2ページをお願いします。

まず、農業総務費の農業委員会等振興助成費でございますけれども、1,390万円の増額補正をお願いしております。

これは、一昨年の農地法の改正に伴いまして、市町村の農業委員会の農地基本台帳システムが大改修になりましたものですから、追加要望があつて、それに伴うものでございます。

次に、下の段の国庫支出金返納金でございますけれども、23万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄にありますとおり、まず1つ目ですけれども、農地流動化推進事業国庫返納金です。これは、県でございますとか熊本県農業公社が行います農地保有合理化事業につきまして、平成22年度の国庫補助金が確定しましたために、国庫分を返納するものでございます。

2つ目は、農業委員会等振興助成費国庫返納金でございます。これは、市町村農業委員会でございますとか、県農業会議の運営事務費の補助を行っておりまして、22年度の国庫補助金等が確定しましたために、国庫分を返納するものでございます。

続きまして、25ページをお願いします。

報告第15号財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、農林水産政策課、農地・農業振興課、担い手・企業参入支援課及び畜産課にまがりますので、まとめた形で農地・農業振興課から御報告いたします。

それでは、平成22年度の経営状況について説明いたしたいと思えます。

お手元の冊子でございますが、経営状況を説明する書類の中に、簡単にまとめました1枚紙の資料を挟んでおりますので、その資料をもちまして御説明いたしたいと思っております。冊子の中の1枚紙でございます。

財団法人熊本県農業公社の平成22年度決算概要についてでございます。

まず、基本情報でございますが、この中に、設立の目的、これまでの経緯とか、一応書いてございます。

どういった仕事をしているのかといいますと、まず1番目に、農地の買入れ、売り渡しによります集積させる農地の保有合理化事業と畜産基盤整備事業によります農業就業構造改善の事業でございます。2番目に、農業後継者の確保ということでございます。3番目に、農業公園の管理、運営がでございます。

なお、昨年12月には、熊本県農業後継者育成基金と合併しております。

基本金は8億3,748万円余でございます。うち、熊本県の出資額は5億5,400万円で、6.2%となっております。

ローマ数字のⅡの平成22年度決算の概要についてでございますが、平成24年度からの新公益法人への移行に向けまして、平成22年度から、これに対応した公益法人会計となっております。

当農業公社には、公益事業としまして、農地保有合理化事業、それと畜産基盤整備事業、それと新規就農支援事業を行います事業実施等会計がでございます。それと、収益事業としまして、1つ、農業公園の管理事業を行うその他会計というのがございます。法人会計と申しますのは、共通の管理費の会計でございます。

この欄の中に、一番下段の中にごございますけれども、正味財産期末残高がでございます。一番最後の枠でございますが、これは現在の

ところ合計で10億円余となっております。

この中を見ていただきますと、上から2段目の欄に収益とございますが、これが一般会計でいいます単年度の収入のことでございます。費用の方が歳出という形でございます。

昨年度は、収益事業の中の農業公園の管理の部分がちょっと赤字を出してございまして、マイナスの435万1,000円というふうになっております。しかしながら、前年度が800万円ほどの黒字でございましたので、トータルでは、収益事業の欄の一番下でございすけれども、1,991万4,000円の蓄えはございすというふうな数字になっております。

次に、ローマ数字のⅢの事業実績等について御説明いたしたいと思えます。

最初に、農地保有合理化事業についてでございます。

当事業は、農業従事者の減少、高齢化等を背景に、規模を縮小したい農家から農地を買入れ、農業公社がその中間に立ちまして、規模拡大を希望するいろんな農業者の方へ農地を売り渡しまして、集積させる事業であります。

その中心事業の農地売買事業の平成22年度の実績でございますけれども、買入れ実績、売り渡し実績ともに、面積について、昨年度を上回っております。

次に、裏面の方の畜産基盤整備事業についてでございます。

畜産公共事業の事業主体としまして、宇城上益城地区の1地区で飼料畑でございますとか、畜舎、家畜排せつ物の処理施設等の整備を実施したところでございます。

続きまして、3番目ですが、新規就農支援事業についてでございます。

平成22年12月に、熊本県農業後継者育成基金を吸収合併いたしまして、新規就農支援事業に取り組んでおるところでございます。

具体的には、新たに各地域に就農アドバイザー11名を配置しまして、いろんな相談窓口

の機能を充実しますとともに、新規就農者への助言とか指導活動を強くしております、新規就農促進とか定着の支援を図っております。また、熊本市とか、上天草市及び県外と申しますか、川内市ですが、いろんな就農相談会を開催しまして、就農希望者の掘り起こしを行っております。

次に、4番目の農業公園管理運営等事業についてでございますが、平成18年度から6年間にわたりまして、3年ごとでございますけれども、県からの指定管理者として管理を行っております。

平成22年度の入園者数は、対前年比の93.3%の約43万人となっています。これは、口蹄疫の発生でございますとか、御存じかと思いますが、春と秋にバラ園ですか、バラ祭りをしますけれども、ちょうど2つとも大雨が降りまして、打ち込んだ金の割にはお客様が少なかったということ。それと、3月に入りまして、いろいろイベントを考えていたんですけども、震災のことで中止になってということで、赤字を出しているということでございます。

このうち体験農園の利用者につきましては、幼稚園児とか保育園児を対象としました食育等の取り組みを強化しております、約8,400人の参加となっております。

次に、ローマ数字のⅣ、その他としまして、農業公社と財団法人熊本県農業後継者育成基金の合併について御報告いたします。

農業公社と農業後継者育成基金は、県政の重要な課題でございます担い手の育成でございますとか、耕作放棄地の解消のさらなる推進を目指しまして、就農相談から農地のあっせん、さらに就農定着までワンストップで支援するために、昨年12月に合併したところでございます。

以上が財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

○田中担い手・企業参入支援課長 説明資料の3ページをお願いいたします。担い手・企業参入支援課でございます。

農業改良普及費のうち、新しい農業の担い手育成費について、2,300万円の増額補正をお願いいたしております。これは昨年度創設させていただきました単県補助金の予算でございます。

市町村と協定を締結し、農業参入を行う企業等に対して、その初期経費を支援するものでございます。当初予算では2億4,100万円を認めていただきましたが、今後補助申請が当初の予算額を上回ると見込まれるため、その不足額について増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原むらづくり課長 むらづくり課でございます。説明資料4ページをお願いいたします。

農業総務費、農作物対策費、農業構造改善事業費の国庫支出金の返納金でございます。

中山間直接支払事業、鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、平成22年度事業費確定に伴う返納でございます。経営構造改善事業につきましては、平成16年度経営構造対策事業の財産処分に伴う国庫返納金と平成22年度経営体育成推進事業での基金協会からの未申請分等でございます。

5ページをお願いいたします。

土地改良費です。

農地・水・環境保全向上対策事業費は、農地・水保全管理支払事業(向上活動)の平成23年度市町村推進交付金を、国庫の内示増に伴い増額するものでございます。

また、下段の国庫支出金の返納金は、農地・水・環境保全向上対策事業費の平成22年度県推進事業費確定に伴う返納でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。資料の6ページをお願いいたします。

農作物対策費の土壤保全対策事業費でございますけれども、これは説明欄のとおり、本年度からスタートいたしましたくまもとグリーン農業、化学肥料や農薬を削減するなど、自然環境に優しい農業ということで定義いたしておりますけれども、このくまもとグリーン農業に取り組みます生産者やそれを応援する企業、消費者等を登録、管理するためのデータベースを構築するものでございまして、緊急雇用創出基金を活用して新規に295万円余の補正をお願いするものでございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○平山畜産課長 畜産課でございます。資料の7ページをお願いいたします。

新規で、乳用後継牛導入緊急対策事業は、昨年宮崎県で発生しました口蹄疫に起因しまして、防疫上の観点から人工授精が制限されるため、来年春の搾乳牛が不足しますので、それを解消するために、他県からの妊娠牛導入に対する助成を行うものでございます。

下段の家畜伝染病防疫対策事業は、養鶏業の防疫を強化するため、防鳥ネットや動力噴霧器の導入に対して助成するものでございます。今回、事業量増により、内示増に伴いまして増額をお願いするものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

報告の第1号、第2号は、交通事故に関する専決処分の報告でございます。

まず、第1号については、22ページの資料のとおりでございまして、平成23年4月19日、中央家畜保健衛生所の職員が公用車で公務出張中に、駐車場でバックした際に、無人の普通乗用車に接触したものでございます。

今回の事故は、県職員の不注意による物損事故により、双方の過失割合は、県側100、相手側0と判断されました。相手側の損害額4万4,000円の金額を、県加入の任意保険から賠償することで和解が調い、本年8月24日に和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行ったものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

第2号につきましては、平成23年5月9日、城北家畜保健衛生所の職員が公用車で公務出張中に、公道のわき道から進入してきた小型トラクターと接触したものでございます。

今回の事故は、相手側の不注意による物損事故であり、双方の過失割合は、県側10、相手側90と判断されまして、結果、県側の損害賠償額は0円、相手側から県へ支払われる賠償額は8万1,452円で和解が調い、本年8月24日に和解について専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○田上農地整備課長 農地整備課でございます。8ページをお願いいたします。

農地災害復旧費でございます。

まず、現年団体営耕地災害復旧費ですが、本事業は、市町村等が事業主体となりまして、農地及び農業用施設の災害復旧を行うものであります。

本年の6月10日から7月6日までの梅雨前線豪雨等によりまして、農地と農業用施設の被害が、熊本市、天草市、山都町など、県内37市町村の1,212カ所で発生しております。復旧事業費としまして5億8,100万円余の増額補正をお願いするものです。

次に、現年県営耕地災害復旧事業費でございます。

本事業は、県が事業主体となりまして、農地及び農業用施設の災害復旧を行うものであ

ります。

熊本市塩屋地区におきまして、県営農地保全整備事業で整備しました道路ののり面が、梅雨前線豪雨により被災しました。県営事業で施行した施設が、関係団体への引き渡し前に被災したため、県営事業として災害復旧を行うものでございます。復旧事業費として2,000万円の増額補正をお願いするものです。

農地災害復旧費といたしまして、合計6億100万円余の増額補正をお願いするものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。説明資料9ページをお願いいたします。

林業総務費で2,849万円余の増額補正を提案させていただいております。

これは、森林整備促進及び林業等再生基金につきまして、過年度における執行残金等を基金へ積み戻しをお願いするものでございます。

次に、林業振興指導費で2,380万円の増額補正をお願いしております。

これは、さきに御説明いたしました森林整備促進及び林業等再生基金につきまして、間伐等森林整備促進対策事業といたしまして、間伐等の森林整備に対する助成を行うものでございます。

次に、林道災害復旧費で450万円の増額補正をお願いしております。

これは、7月の梅雨前線豪雨によりまして県有林林道が被災いたしました。この林道の復旧に要する経費の増額補正をお願いするものでございます。

以上、森林整備課といたしまして、総額で5,679万円余の増額補正を提案させていただいております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第16号の熊本県林業公社の経営状況に

つきまして御説明させていただきます。

資料につきましては、別冊の社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類に挟んでおります1枚紙、社団法人熊本県林業公社の平成22年度決算概要についてにより説明させていただきます。

Iの基本情報でございますが、設立の目的といたしましては、環境の保全に配慮した造林等に関する事業を行うことにより、林業の発展と森林の持つ公益的機能の維持、増進を図り、地域経済の振興と住民福祉の向上に寄与することでございます。

これまでの経緯は、昭和36年に五家荘林業公社として設立されまして、その後、昭和46年に松くい虫被害が全県的に発生し、その被害跡地の造林を進めるために、県内一円を対象とする現在の公社に改組しております。

組織、出資金でございますが、資料に記載されているとおりでございます。

なお、職員につきましては、平成8年の18名から11名まで縮減しております。

IIの平成22年度の決算の概要でございます。

まず、(1)の平成23年3月31日時点の貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産につきましては、未収金等でございます。固定資産は、ほとんどが山林としての資産でございます。

負債の部の流動負債は、未払金等でございます。また、固定負債は300億円余でございます。

この固定負債の内容ですが、県からの長期借入金で218億円、日本政策金融公庫からの借入金が約82億円となっております。

次に、(2)の収支計算書でございます。

支出の部の事業費は、間伐等の造林事業費等でございます。一般管理費のうち、支払利息は、日本政策金融公庫からの借入金に係る支払利息です。分収交付金につきましては、間伐等で収益が上がった場合に、土地所有者

に分収分として交付するものでございます。受託事業費につきましては、県有林の保育、管理を受託したものでございます。また、借入金返済支出は、県及び日本政策金融公庫からの借入金の元本償還分でございます。これらを合わせた支出合計額は7億8,600万円余となっております。

次に、収入の部でございますが、事業収入は約1億円余となっております。公社有林は、まだ木を植えてから年数がたっており、本格的な伐採年齢に達していないことや経営改善の一環として長伐期化も進めていることもあり、収入額が小さくなっております。収入の大半は、間伐を行った樹木を販売する事業となっております。補助金収入ですが、造林補助金や森林整備地域活動支援交付金等の森林整備に係る補助金等でございます。借入金収入は、県からの借入金でございます。収入の部合計で8億6,000万円余となっております。

裏面をお願いいたします。

次に、Ⅲの事業実績等でございます。

まず1、分収契約による森林整備でございますが、林業公社による森林整備は、土地所有者と公社が契約を結び、林業公社が費用を負担いたしまして、造林、保育、管理を行い、伐採時に木の販売収入を林業公社と土地所有者で分け合う分収契約方式で行っております。その分収の割合は、林業公社が6、土地所有者が4の割合を基本としております。平成22年度末の契約件数は1,438件、面積は9,284ヘクタールでございます。

2の主要事業の実績でございますが、現在新規の契約を凍結しておりまして、新植ゼロ、下刈り29ヘクタール、除間伐292ヘクタール、素材生産82ヘクタールを実施しております。

最後に、Ⅳの林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

林業公社につきましては、長期にわたりま

す木材価格の下落、低迷等によりまして、借入金の増大など、将来的な収支見通しが大変厳しい状況にあります。

このような中、これまでも組織の縮小や職員数の削減あるいは県からの貸付金の無利子化等の経営改善の取り組みを進めてきたところでございますが、平成20年3月に県で設置しました有識者によります熊本県林業公社経営改善推進委員会から、さらなる追加的な改善策に最大限取り組むべきであるとの提言をいただいたところでございます。

この提言を踏まえ、平成20年度から、追加的経営改善策に取り組んでいるところでございます。その改善策の1つ目は、長伐期化の推進でございます。

これは、分収相手方の御理解を得まして、通常50年生程度で木を伐採するものを、80年生程度に延長いたしまして、間伐を行うときの収入と対経済生産による木材収入の向上を図るものでございます。

この長伐期化した場合には、日本政策金融公庫からの借入金を低利のものに借りかえる制度がございましたので、これを活用いたしまして利子負担の軽減を図るものでございます。平成22年度は、新たに737ヘクタールの契約延長を行い、累計で6,258ヘクタールとなったところでございます。

2つ目の改善策は、分収割合の見直しでございます。

分収の割合は、林業公社6、土地所有者4を基本としておりますが、契約相手方が市町村・財産区の場合は8対2に、個人の場合は7対3に変更をお願いしているところでございます。

平成20年度に、個人との分収割合の見直しを関係機関が連携、協力して取り組むため、県、林業公社、関係市町村等で構成する熊本県美しい森林整備対策協議会を設置し、平成21年度から分収契約の見直しの具体的な働きかけを行いまして、135名の分収契約者から

分収割合変更について同意を得たところでございます。今後も分収契約の見直しを関係機関と連携して進めてまいり所存です。

説明は以上でございますが、県、公社が一体となって経営改善に最大限努めているところでございまして、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

森林整備課は以上でございます。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。10ページをお願いします。

林道災害復旧費の過年林道災害復旧費及び現年林道災害復旧費ですが、合わせて2億3,573万円余の増額補正をお願いしております。

過年林道災害復旧費は、平成22年度に被災しました林道の復旧を図るもので、水上村の梅木鶴線を含む3路線4カ所について、3市町が実施します復旧事業を助成するものです。

下段の現年林道災害復旧費は、平成23年6月10日から7月7日までの梅雨前線豪雨により被災した林道施設の復旧を図るもので、八代市の菊池人吉線を初め43路線71カ所について、14市町村が実施します復旧事業を助成するものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

報告第17号財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

これにつきましては、お手元の別冊の中に、前の2つと同じようにペーパーを1枚お配りしておりますので、それにより説明させていただきたいというふうに思っております。

まず1、設立の目的でございますけれども、当基金は、森林組合や民間林業会社などの林業事業体に直接雇用されている林業従事者の方の就業環境を整備し、林業従事者の安

定確保と育成を図ることを目的としまして、3の設立年月日に書いておりますけれども、平成元年11月30日に設立されております。

2の経緯ですけれども、県、市町村等の出捐によりまして、平成9年度までに32億円を超える基金を積み立て、その運用益等により退職金共済や社会保険制度掛金の助成を行うとともに、同年度には、当基金が、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、熊本県林業労働力確保支援センターに指定されております。

次に4、組織等でありまして、役員といたしまして、理事13名、監事3名、事務局9名ということで業務を執行しております。

次に、5の基本財産でありまして、5の下の方の表をごらんいただきたいと思います。

積み立てました基金を運用し事業を実施してまいりましたが、利子の減少等から、下から3段目の行に書いておりますけれども、平成12年、13年、15年度に加え、22年度において、基本財産の一部を取り崩しました。

一方、19年度及び20年度については、下から2段目でございますけれども、民間林業会社から出捐をいただいておりますので、その結果、現在の基本財産は、最下段でございますけれども、31億3,293万円となっております。

次に、上の表をごらんいただきたいと思います。

基本財産の時価評価と評価損について記載しておりますので、そちらの御説明を申し上げます。

2つの表の中段と申しますか、真ん中に書いておりますけれども、基本財産の時価評価と評価損についてですが、基金は、基本財産を国債、政府保証債、地方債及びユーロ債といった証券に、満期保有目的債券として保有しておりますが、事業に充てる利子収入が不足した際に、国債の一部を売却したため、会計基準上、評価方法が取得価格から時価評価というふうになりました。そのため、22年度

末の評価損が、ユーロ債及び国債で3億2,256万円余となっております。

しかしながら、両債券とも、満期売却の場合は元本保証となっておりますことから、実際には現金収支には影響はないものと考えております。

次に、6の基本財産の利子収入についてでございます。

基本財産を国債及びユーロ債等により運用し、これまで、表にありますように、多くの利子収入等を得ているところであります。低金利が続く中においても、適正に運用されているのではないかとこのように考えております。

裏面をお願いいたします。

平成22年度決算の概要であります。正味財産増減計算書で説明いたします。

まず、一般正味財産増減の部ですけれども、これは基金助成事業及び林業労働力確保支援センター事業に係るものであります。当期増減額がマイナスの9万円余となっております。期末残高が2,031万円余となっております。

次に、下の方の指定正味財産増減の部ですが、先ほど説明いたしました時価評価による会計処理等により、当期増減額が4,034万円余となり、そのため合計の正味財産は、期首残高27億7,002万円余に対しまして、期末残高が、最下段の28億1,036万円余となっております。

次に、Ⅲの事業実績等ではありますが、まず1番目の基金助成事業であります。

事業費として1億2,528万円余となっております。①の退職金共済制度及び②の社会保険制度加入促進対策として延べ1,405人分の方の助成や、その他新規参入者を雇用する事業体に対しまして各種助成を行っております。

次に、2の林業労働力確保支援センター事業であります。

国や県の補助事業や委託事業を7,100万円余で実施しております。補助事業として、林業技能作業士の養成研修、林業技能競技会の実施などを行っております。

また、②から④の委託事業では、OJT講師養成研修や林業未経験者を対象とした研修実施、林業事業体に対する相談、指導、管理者研修等を行っております。

林業振興課は以上です。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。説明資料の11ページをお願いいたします。

本年6月から7月までの梅雨前線豪雨では、県内105カ所、18億円余の山地災害が発生いたしました。このうち、2次災害の危険性が高い箇所について補正予算をお願いしております。

まず、治山事業費でございますが、説明欄にありますとおり、2次災害のおそれが高い11カ所につきまして、国庫補助により復旧を図るものでございます。

次に、緊急治山事業費は、水上村及び五木村で発生しました2カ所につきまして、生活道路及び通学道路の安全を確保するため、緊急に復旧を図るものでございます。

次に、単県治山事業費は、人家裏等で危険性は高いものの、国庫補助の対象とならない、規模の小さい被災箇所を復旧するものでございます。県営事業で5カ所、12ページ、市町村営事業で16カ所の事業を予定しております。

最後に、治山施設災害復旧費の現年治山災害復旧費は、八代市泉町縦木で被災しました治山施設の復旧を図るものでございます。

以上、森林保全課といたしまして、総額5億9,335万円余の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。19ページをお願いいたします。

議案の第33号専決処分の報告及び承認についてでございます。

本年5月5日に、天草市御所浦町南方沖の八代海で発生しました県の漁業取締船によります漁具破損事故に関し、損害賠償額を決定し、和解したものでございます。

和解の内容は、下の表のとおりで、相手方は田浦漁協所属の漁業者でございます。

事故の概要については、次のページをざらんください。

事故の状況につきましては、6のところに記載してございます。

漁業取締船が業務中に、操業中のごち網という漁具をプロペラに巻き込んだものでございまして、物損事故として処理をいたしております。

漁業取締船の進路変更による接近に対し、相手方が、漁具を引き上げ、回避する時間的余裕がなかったということで、相手方に過失は認められないという漁船保険組合の査定がございまして、その結果で示談を行っております。

このような事故の状況から、上記4番のところでございます過失割合については、県が100ということで、賠償の額につきましては、漁具と休業による損害を合わせまして62万9,000円余ということになっております。

水産振興課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

○村上寅美委員 さっき説明で、森林何課だったかね、50年を70年とか80年とかに延ばす、その説明をもうちょっとしてくれんか

ね。50年ではだめということじゃなくて、今需要がないからそうするということ。原因は何。

○河合森林整備課長 通常、50年で木を切るというときには、立っている木を1回ですべて切るという形になります。それを、例えば80年に延ばしますと、間伐という手法で10年に1回ずつぐらい間伐を行いますと、途中で木を切って、それを販売もできるということになります。10年間たっている間に、木が大きくなり、太くなりますので、それでどんどん、50年から80年までの間、途中で大体間伐を3回ぐらい、収入を得ることができまして、なおかつ80年のときに一番大きくなった木を収穫することができるということで、木材の販売収入が何回も得ることができるということが1点でございます。

それともう一点が、長伐期にいたしますと、日本政策金融公庫から借り入れておりました金利自体が、当時結構高いものがございまして、それを長い期間に延ばしますよということをするれば、低利のものに借りかえることができる制度がございましたので、その金利の負担割合も減るといって、この大きく2点でございますが、その2つのことによりまして公社の経営改善を図ろうというものでございます。

○村上寅美委員 あのね、50年から80年ということも、間伐ということで、間伐するわけたいね。

○河合森林整備課長 はい。

○村上寅美委員 そして、その間伐は製品化ができますよという説明だったろう。

○河合森林整備課長 そうでございます。

○村上寅美委員 それで、関連だけど、県産材の需要育成、これを一生懸命今議会も執行部も取り組んでいる中において、整備の方はそれでいいけど、需要の方も力を入れてもらいたいというふうに思うんだな、県産材に対してね。

この前ちょっと外郭団体から聞いたんだけど、大体50年がベースで、もう山ほど切るのはいっぱいありますというような話だったから、それならば、それに合わせて、80年にもっていくのも当然それは政策としていいけど、県産材の需要育成を重ねて——それは君のところじゃないかもしれぬけど、それはだれだ、担当は。

○岡部林業振興課長 はい。

○村上寅美委員 その辺はどういうふうに考えている。

○岡部林業振興課長 県産材の需要拡大につきましては、今村上委員からございましたように、県も県議会の御協力を得ながら需要拡大に努めておりますし、先般、需要拡大につきましては、行政だけではなくて、県民のすべての方に御協力をというようなことで、県民推進運動というのを設けておりまして、その中で、各地域の需要拡大協議会あるいは消費者の方々、そういったさまざまな民間団体、それと建築家等の方も含めまして会議を開きまして、昨年度の実績あるいは今年度の計画について御審議をいただいて、さまざまところでの木材の利用というようなことを呼びかけているところでございます。

○村上寅美委員 木材の利用に対して、例えば県産材の柱なんかば提供しよるでしょう。そういうのは、仲裁しなきゃいかぬぐらい人気があるというじゃない。

○岡部林業振興課長 今年度も、議会の御承認を得て予算化をさせていただいております。ちなみに、昨年が、130戸に対して2.2倍の募集がっております。今年度は、今のところ2回抽選がありますけれども、2回とも抽選をやらないと決定しないということで、応募については、多数応募をいただいているような状況でございます。

○村上寅美委員 だから、推進するのに予算が伴うということはわかるけど、やっぱり50年を80年という形と、間伐する中での推進ということのバランスを考えて、やっぱりこれは積極的に対応して、絶対県産材ば民間のやつにも——県産材を、例えばプレ協であったっちゃ、畳と県産材あたりは、義務化とまで言うと強制になるかもしれぬけど、それに近いような状況で、建ててもらおうとこれだけのサービスがありますよというようなことで、双方民間と——やっぱり県だけで補助補助補助と言ったって、それは限界があるのはわかるから、だから、その政策を民間にも当てはめて、そして協力もしてもらおうし、利点はこうですよということを明確に、政策的にもっていくべきと思うから質問したまでだ。答弁要らないから。そういうことだから。リンクしてやってもらいたいということですね。

○池田和貴委員長 関連してですけれども、木材利用促進法に係る県の基本方針は、もう策定は終わったんですけど。

○岡部林業振興課長 県の方は終わっております。

○池田和貴委員長 あと、市町村がまだですよ。

○岡部林業振興課長 市町村につきましては、9月末時点で、県内8市町村でそれぞれ

の市町村の策定を見ているところで、今のところまだお願いしますということで、依頼をしているような状況でございます。

○池田和貴委員長 わかりました。

今村上委員が御指摘をされたように、需要拡大を図ることが最終的には山の方で木を切っていくということにつながっていきますので、ここは、昨年度木材利用促進法が可決をして、行政一体となって需要拡大に取り組むようになっていきますので、ぜひ、県の方では、市町村の皆さん方と協力をして、その法律の趣旨に基づいたやり方で需要拡大に取り組んでください。お願いいたします。

○鬼海洋一委員 ちょっと委員長にお願いしたいんですけども、2～3連続して質問したいと思えますけれども、よろしいですか。

○池田和貴委員長 どうぞ。

○鬼海洋一委員 今の林業公社の問題ですが、河合課長は、私、10数年前から、この構造問題については何度か質問をいたしておりますけれども、その内容をごらんになったことはありますか。

○河合森林整備課長 昨年度におきましても、決算委員会で御指摘をいただいておりますことは承知しております。

○鬼海洋一委員 そこで、今年度の状況を拝見いたしましたけれども、借入金返済が2億1,583万。そうすると、借入金が4億ということで、単年度収支を見ても、今年度の林業公社の構造改善という意味では、前進をしているという状況ではないというふうに見られます。

これは10数年前から指摘をしてきたわけですが、今はもう負債残高は300億を超してい

るんですね。したがって、これは、私としては、過去何回か質問した中でも、既に県で改善をし得る許容の範囲を超えていると。だから、これは熊本県だけではなくて、全国共通なんですね。ですから、この問題を抜本的に解消するためには、全国規模でこの問題をどう解消するかという意味での議論を尽くしながら、つまり国政に対する、国策に対する要求をすべきではないかということで、ずっと主張してまいりました。

ですから、まず質問したいのは、そういう意味で、先ほどお話もありましたように、分収割合を6対4から7対3に改善をするというようなこともあっているようですねけれども、しかし、それをやっても、なお今年度、単年度の収支状況を見てみましても、この赤字体質というのは変わっているという状況ではないんですね。ですから、ずっと未来永劫にこの赤字体質は、この数十年来の傾向を見てもみますと、続いていくわけです。

どこかで——私たちは、この常任委員会は1年限りの人が多いんですけども、それは2年目に行くところの問題はどこにあるかわからない状況で県政活動をするわけですが、しかし、そうではなくて、どこかでやっぱり区切りをつけるという作業をすべきだと何回も主張してきているわけですけども、一向にそういう意味でのけじめがつかない状況で推移してきている現状について、いかが——そういう努力がなされているかどうかということを含めて、お答えいただきたいと思えます。

○河合森林整備課長 1つ、国等への要望ということに関しましては、熊本県だけで単独で要望してもなかなか話を聞いていただけないという状況もあるだろうということもございまして、このように公社を抱えております都道府県が集まった、そういう協議会みたいなものがございまして、その中に、熊本県とい

たしましても参画をいたしまして、国等への要望活動、また現状のなかなか厳しいという状況につきましても御説明をさせていただいておるとい状況でございまして、例えば既往の債務対策といたしまして、利子助成制度の創設でありますとか、日本政策金融公庫への任意の繰り上げ償還制度の創設の依頼等を行っておるといようなところでございまして、また、分収林契約、先ほど50年を80年に延ばすといようなことを申し上げましたけれども、その契約の相手方も、契約当事者の方からお子様、また孫の方へと変わっていくといところもございまして、そういう契約の期間を、例えば延ばすだとか分収割合の見直しをするだとかとい場合の契約の変更を円滑にするための措置だとかといことのも要請も行っているといところもございまして。

もう1点、公社の現状といたしまして、熊本の民有林全体の森林の状況を申し上げますと、大体50年から55年ぐらいピークとしてはたっているといところもございまして、民有林全体としては、森林の伐期といいますか、木を扱える、収入が入るとい状況になってございまして、公社につきましても、先ほど御説明いたしましたとおり、松くい虫被害の後に新たに植林をしているといものが大変多うございまして。

その時期に植えているものですから、戦後すぐに植えたものと比べまして、10年から15年ぐらい森林が若いとい状況になってございまして、なおかつ50年程度たたなければなかなか木が売れないとい状況もございまして、収入がすぐに1年たてば好転するといものではございませぬ。

それにつきましても委員もよく御存じのことだろうといふうには認識してございましてけれども、そのような状況から、できる限りの経営改善といのは行いつつも、そのような状況で、また国の方にも要望していくといことは——まだ100%できているかどうか

といものはございましてけれども、そういう努力はさせていただいているところもございまして。

○鬼海洋一委員　そこで、いずれにしても県段階の経営改善をしていかなきゃならぬわけですが、過去も、この長期債務にかかわる低利の借りかえといのものも、随分努力をされてきたとい事実も承知してございます。しかし、依然としてこういう状況ですよね。

そこで、分収割合を6・4から7・3に変えるとい、今130何件の同意を得たといことですがけれども、じゃあこれが完了したとして、熊本県とい単位の中でどれくらい経営改善ができますか。その辺の数字として、把握されていることについてお答えいただきたいと思っております。

○河合森林整備課長　有識者によります経営改善の委員会を開いていただきまして、その中で長期の見通しの試算といのをお願いしてございまして。

その結果の試算によりますと、契約が終わりますのが平成96年の時点になりますけれども、その時点での借入金の残高は88億円になるとい見通しでございまして。

なお、つけ加えさせていただきますと、直近の材価で試算をしておりますものから、仮に材価が上がるということになりますと——材価が立方当たり3,000円だったかと思っておりますが、上がると、長期借入の残額はゼロになるとい試算が出ておるといことでもございまして。

○鬼海洋一委員　平成96年とい、あと何十年ですかね、あと70何年後には収支バランスがとれるといことですがけれども、まあ運営はそれでよかつしょうかね。いものをまず申し上げておきたいといふうにおもいます。

そこで、この林業公社の経営改善推進委員会が発足をされました。この構成と、今どういいう議論を、今申し上げましたような、構造的な問題を抱えている林業公社の現状について、この委員の方々は、どういう認識に基づいて、どういう議論をなさっていらっしゃるのかということを少しお尋ねしておきたいと思えます。

○河合森林整備課長 当時の、例えば議事録だとかというものがどうなっているのかというのは、そこにつきましては承知はしていないところでございますけれども、公社が果たしてきた役割といたしますか、地元の振興だとか、そういうものでは当然意味がありますし、長期の借入れにつきましては、先ほど申し上げましたような改善というのは当然図っていかないとけないと。

公社の経営状況、経営体制を含めまして、どのようにしていくのかということも議論をしていただきまして、結果、経営改善を行いながら林業公社を存続させることが適当だという結論になったということになってございます。

○池田和貴委員長 委員の名簿は出てきますか。

○河合森林整備課長 ちょっとお時間をいただければと思います。

○池田和貴委員長 わかりました。  
よろしいですか、鬼海先生。

○鬼海洋一委員 後でぜひお願いしたいと。  
そうすると、この経営改善委員会の中で、さっきお話がありました、50年を80年に伐期を延長させると、それから分収の割合を見直しをすると、これをやると、単県としての熊本県の林業公社としての経営改善はできると

いうことでしょうか。

○河合森林整備課長 済みません……。

○池田和貴委員長 鬼海委員、済みません、あの……

○鬼海洋一委員 この改善推進委員会の中で議論をされた結果、長伐期、さっき50年から80年に伐期を延長するという、それから分収の割合を見直しをするということ、この2つを実行すれば、熊本県林業公社としての経営改善はできるということで、この委員会の議論の結果、なっているのでしょうか。

○河合森林整備課長 その2点だけではなくて、例えば補助金の導入等を含めてということで、改善点はほかにもお話をいただいておりますし、その点も今現在やっておるところでございますが、結論といたしましては、そのような経営改善ができる見込みがあるということになってございます。

それから、あとメンバー、先ほどの経営改善推進委員会の委員の方々でございますが、県民代表といたしまして林業に携わっておられる方、また市町村の代表の方として町長さん、また関係団体といたしまして農林漁業金融公庫の支店長、学識経験者として九州大学の教授、また県議会からも当時の農林水産常任副委員長、また森林組合、また新聞社の方などが委員として入っていただいております、なお、執行部といたしますか、それは入ってございません。

○鬼海洋一委員 これが、百歩譲って、単年度の県内の状況を考えてみても、そう簡単にはできる内容だというふうには思っておりません。

そこで、ぜひ、ここでなくてもいいですから、何年後にはそういう収支のバランスがと

れるというその見通しを、後でまた私の方にお示しをいただきますようお願いしたいと。

それから、委員長をお願いいたしますが、この改善推進委員会の中での議論の中身について、後でいいですから、ぜひ中身を私の方に御説明いただきますようお願いしておきたいと。

○池田和貴委員長 わかりました。じゃあ、議事録の方を後で鬼海委員の方に届けるようにしてください。

○鬼海洋一委員 そうしないと、300億です。ずっとふえていくんです。どこかで何かの手を打たなければ、先延ばしするだけです。後でまた、今度は違った角度からもう一遍質問します。

○村上寅美委員 あんまりこればかり時間とるわけにいかぬけんね。ちょっとあれだけ、今鬼海委員が言いたいのは的を射とるわけたい。君たちは、もう作文ばつくて、今そう言わざるを得ない。我が県だけじゃなくて、これは全国レベルの、金額は違うにしても、あるわけたい。何県あるのかね、林業県が。

○池田和貴委員長 林業公社がある県、都道府県がどれぐらいあるかということですかね。

○村上寅美委員 林業公社がある県が何県あるのか。

○池田和貴委員長 河合課長、答えられますか。

○村上寅美委員 だから、もうよかけん。だけん、部長、提案して林業県だけで組む

わけたい、プロジェクトば。そして、国に対して、国の政策を変更して——これは日本航空だろうと、今は東電だってわからぬぞ。こういう時代だけんね。君たちの努力には、今鬼海委員が言ったけど、限界があつて、決して黒字にはならぬ、おどんが生きとる間。だから、これは、抜本的な、国の政策を変更してもらわないかぬ。今、民主党、自民党という問題じゃなくて、国の政策としてこれは変更してもらって、今言うように——民間なら民事再生とかいろいろあるけど、何らかの国で政策を打ってもらうということに、部長、強く熊本県からでも要望して、そうすると乗ってくるわけたい、よそも。

おれは、全国議長会するとき——芦北の方に行つとるローカルは何かね、赤字のあれは。

（「肥薩おれんじ鉄道」と呼ぶ者あり）おれんじで手を挙げて、おれんじの10何県あつたもん、一緒に組もうと。国に対して言わんと、いいところはJRが持っていつてもうて、赤字になるところ、生活関連としてやむにやまれずに、きつい県、市町村に抱かせて、これでいいのかということ声を大にして言うたけん、たまがって、みんな。それから、スクラム組もうという提案をして、こうやっておれももう首になったもんだけん、2年なしとったばつてん。あと継続しとるかどうかわからぬけど。

だけん、そういうことをしないと、君が一生懸命——へ理屈とは言わぬばつてん、一生懸命言葉の努力をしようことはわかるけど、実体経済としてはもういかぬとた。わかつとるどが、それは。だけん、そんなら、熊本県だけじゃないから、君たちが悪いわけじゃないんだから、国に対して強い要望をせなんだ。部長、どがなかね。

○福島農林水産部長 今、両委員も含めて、皆さん方の多分おっしゃりたいことは重々、そういうことだろうと思っております。

説明をるるしておりますけれども、国に対しても要望もしていますし、各県連携——今40数県が公社を持つものですから……

○村上寅美委員 何県。

○福島農林水産部長 42ぐらいかな。40数社……

○村上寅美委員 ほとんどじゃないか。

○福島農林水産部長 県が持っているものから、そういうところとも連携しながら取り組むべきことだというふうにも思っておりますが、村上委員もおっしゃった、鬼海委員もおっしゃったように、しっかり我々できる部分とそれから国の支援がないとできない部分、特に公庫の話なんか、繰り上げ償還の話なんていうのは、そこが認めてもらえないとなかなか難しゅうございますので、おっしゃるように、各県としっかり連携とって、もっと強力に取り組んでいきたいと思えます。

○村上寅美委員 それで結構だから。それで、全国の議長会、知事会にも——我々もやっぱり努力せないかぬ。そういう形で持っていくとたい、国会議員もね。

○鬼海洋一委員 今村上委員の方からおっしゃったとおりのことをずっと申し上げてきたわけですが、ぜひ、具体的に、どこかでアクションをとらなければ、言葉で言うだけでは、全国で共同してと言ったって進まぬわけですから、ぜひそれをどこかでお願いしたいと思えます。

そこで、ちょっと角度は変わりますがけれども、きのう環境対策特別委員会がありました。この中で、カーボンオフセットの取り組みです。今、間伐とあるいは分収割合等のお話もありましたが、五木村でこのクレジット

認証を行われて、今取引が民間との間でなされるということをお聞きいたしております。

これは、五木村では、恐らく村有林をそういう形で生かしている一つの例だというふうに思うんですが、こういうものが、先ほど林業公社にあるとすれば、その中の事業活動の一環として、例えば、民間にしろ、間伐等をやりながら、そこで一定のCO<sub>2</sub>の削減の条件をつくっていくと、そしてカーボン・クレジット制度に基づいて、それをやった結果を金額という価値に変えていくというふうな努力が必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺の可能性の問題について、いかがお考えでしょうか。

○河合森林整備課長 五木村で取得しておるのは県有林でございまして、県有林でもいろんなところがございまして、その中で、五木村にございまして2つの団地で、約150ヘクタールの間伐に係るカーボンオフセットを取得したという状況でございまして。

県有林、公社に限らず、林業関係全般として、非常に経営状況は厳しいと。その中で、一般の民間の企業だとか、そういうところの資金を入れるということはやっぱり必要だろうと。その一環といたしまして、カーボンオフセットのJ-V E Rの制度があるというふうに認識してございまして。そのような資金を入れていくということもございまして、県が先駆けてやる必要があるだろうということでも県有林で取得したと。

公社につきましても、県有林につきましても、経営状況というのはそんなに磐石じゃないということでもございまして、公社も含めまして、そういう民間の資金を入れていきたいというところは考えております。

県有林でとりましたのは、民間または市町村に対するどのような手続があるだとか、手法であるだとか、どういうところがやりやすいというのをまずみずからやってみて、その

やり方なり制度なりを普及をしていくという責務がございますので、それを果たしていこうと。

当然、公社につきましても、そのような経営改善が見込まれるというところがありましたら——まあ、見込みたいということもありましてやっておるものがございますので、そういうことを公社の中でも同様にできるはずですので、そういうことは取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 公社ですからね。これは単位として森林組合も入っているわけですから、森林組合という単位で、こういうものをどこかで実践をしていくという、そこにこそやっぱり指導性が私はあるだろうというふうに。

本当の意味で改善をしようと思えば、我々は選挙の票を開拓するにはどぎゃんしようかと、毎日毎日考えて日常活動をやっているわけですが、本当これは改善しようと思えば、どこにその道があるかということ、これはカーボンオフセット・クレジット制度というのは、まさに今、金の入ってくる道が出てきたわけですから、積極的に取り組むというのも必要じゃないかというふうに思っています、ぜひ御検討をいただくようお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○中村博生委員 6ページ、農業技術課のくまもとグリーン農業をもうちょっと詳しく説明してもらってよかですか。

○松尾農業技術課長 くまもとグリーン農業につきましては、平成17年から取り組みをしておりましたけれども、今回、この取り組みといいますものが、地下水ですとか自然環境にも優しいということで、もっともっと取り組みを進めていこうじゃないかということに

してございまして、8月10日に推進体制を整備いたしました。

基本的には、減農薬、減化学肥料の取り組みを進めまして、自然環境を守っていこう、地下水を守ろうということに資そうということでやっているわけですが、8月10日に26の関係団体、組織で推進体制を整えまして、本部長に県立大学の松添先生をお願いしているというところでございます。

その後、8月10日以降に、その推進本部の中に、生産にかかわる分野と、それから流通、販売にかかわります分野と、それから消費にかかわります分野がございますものから、それぞれに連絡会議みたいなものを設けまして、その後いろいろ、本年度の取り組み等も含めまして、議論をしているところでございます。

○中村博生委員 じゃあ、この事業主体というのは、この推進本部というのは、県ですか、市町村なんですか、団体なんですか。

○松尾農業技術課長 予算的には、県の方で予算は組んでございます。ただ、取り組みといたしましては、県民運動という形で盛り上げていきたいというふうに思っておりますものから、いろんな関係団体の方々の御意見を聞きながら、そしてなおかつ、それぞれの団体の自主的な取り組みも促進していただきながら、すそ野を広げていきたいというふうに思っているところでございます。

○城下広作委員 3ページですけれども、増額補正の分で、新しい農業の担い手の育成の部分ですね。

企業等の新しい参入支援なんですけれども、農業も大変厳しいんですけれども、どんな企業とか、どういう人が今こういう支援事業に手を挙げているのか、これをちょっと確認してみたいと思えます。

○田中担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

21年度と22年度で30社企業参入が行われておりまして、業種の分野としましては、一番多いのが食品・飲食業界、これが10社、ほぼ3分の1がそういう業界でございます。それに続きまして、建設業界、建設業からの参入という、これが5社でございます、それが主なところで、その他が15社というような割合になっております。

○城下広作委員 参入されて、いろいろと勉強をされて、それ以降、まあ目の目を見るというか、継続できるような環境に大体あるのか、それとも、やっぱり厳しいということ、なかなかつながりにくいという、まあ全部はわかりませんでしょうけれども、大体その辺の見通しといたしますか、状況はどうでしょうか。

○田中担い手・企業参入支援課長 本県が企業参入に取り組んで——まだ21年度から本格的に取り組んだわけでございます、今のところ、特に問題があつて撤退とかいうようなお話はあつておりません。

ただ、異分野での参入ですので、一番問題になりますのは、販路確保とかあるいは営農技術あたりも必要ですので、そのあたりにつきましては、現在、農業大学校の方で、企業の相手の研修とかを実施しております。それと、またあわせて、フォローアップということで、振興局を中心に農業参入したところの企業を回りまして、そういういろんな営農の相談あたりに乗っているところでございます。

○城下広作委員 ただでさえ専業農家とかそういう方は厳しい状況で、異業種から来て成功するというのは、よほどこれは努力をしな

いといけないし、視点を違う形で何か持つておかないと、これはなかなか受け入れは難しいと思うけれども、ただ、やっぱりこういう分野で、また逆に言えば成功してもらいたいし、逆に言えば違う人だからこそ違う眼で、ある意味で発想するということも期待したいと思っておりますので、増額ということは、基本的にそういう何を上げるというか、支援をする部分のとか、少し上向いているからという増額でしょうから、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○田代国広委員 7ページの乳牛の導入についてお尋ねしたいと思います。

この導入におきましては、経緯ですね、導入に至る経緯として一つ考えられるのが、県酪連あたりからの導入の要請があつたのかどうか。それと、この1,290万というのは、大体何頭ぐらいを予定されておるのか。それによって、本県の酪農の維持、発展とかに十分対応できるのか、3点についてお願いします。

○平山畜産課長 まず、経緯につきましては、そこに書いておりますように、去年の口蹄疫によりまして、農家が自主的に人工授精行為を拒んだり、休んだり、要するに感染することをおそれまして、そういうことでかなり生産率が——3分の1ぐらい人工授精をしなかった。それも4月20日から8月の下旬までぐらいの間の中にですね。その中に、つけてなかったものについて、おくれればせながらつけても不妊状態があつて、春もちがよくある——ことしの春ですけれども、春もちの牛がほとんど、600頭ぐらい不足する状態に陥りました。

それで、県酪連といたしましても、やはり

300頭ぐらい自前で協力はしますので、残り300ぐらいぜひとも県の方に協力をお願いしたいという、その2番目のお答えになりますけれども、要望もありました。

単価については、1頭につき4万3,000円の導入補助ということにしております。

一応、これでスポット的に春もちの牛600頭不足は、県と酪連両方の力で600頭の不足は補うことができると思います。

○田代国広委員 酪農家にとって、春もちが一番望ましいといえますか、欲しい分娩なんですよね。当然、春もてば、夏場が乳価が上がるわけですから、春もちが一番農家にとって望ましいわけでありまして、それで600頭、大体およそ600頭が不足だという観点からして、県と酪連でタイアップして600頭は導入するというふうになったわけですね。

○平山畜産課長 はい。

○田代国広委員 わかりました。

4万3,000円、1頭当たりですね。これは、600頭—300頭は県がするわけですが、4万3,000円する。実態は、今、春もちは、恐らく価格的に一番—どこの県でも酪農家は春もちが欲しいわけですから、1頭の価格ですね、50万とか60万とかありますが、大体今相場として幾らぐらいされていますか。

○平山畜産課長 ことしの春先の4月につきましては、はらみの状態にもよりますけれども、平均の51万ぐらいです。昨年の春もち用に導入されました10月、11月、12月の平均価格は、大体一番相場が高い時期で56万から57万ぐらいの状態、かなり高いです。

それと、東北震災によりまして、酪農あたりかなり被害を受けていますので、ことしは、昨年にプラスした形での相場の高目とい

うのは、やっぱりかなり覚悟せなかなという気はいたします。

○田代国広委員 そうすると、600頭、これは北海道というふうに理解していいですかね、産地は。

○平山畜産課長 はい。

○田代国広委員 そうなりますと、今から導入に、買い付けに行くわけですね。

○平山畜産課長 そうです。

○田代国広委員 51万というと、そんなに高くはない気がするんですが、それぐらいで買えて、輸送費ですね、トラックか車で送ってくるわけですが、そういったものはまた別ですよ。そうなりますと、1頭当たり幾らぐらいかかるとかな、今は。

○平山畜産課長 雑駁に今考えまして、昨年の10月の値段並みで、着で56万ぐらいだと思います。

○池田和貴委員長 田代委員、よろしいですか。

○田代国広委員 質問は特に言いませんけれども、ぜひこういった春もちと申しますか、そういった口蹄疫も関係したわけですが、こういった形で県がこたえてくれたことは大変農家にとってはいいと思いますし、これが300頭に対する助成ですが、残りの300頭については、やっぱり同じ条件で酪連あたりが補助するということですね。わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第13号から第15号まで及び第33号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件入っておりますが、その前に5分間だけトイレ休憩をとりたいと思います。25分からスタートいたします。

午前11時20分休憩

午前11時25分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続いて委員会を再開いたします。

報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、国枝農林水産政策課長から報告をお願いいたします。

○国枝農林水産政策課長 政策課の方から2件報告させていただきます。

まず、1点目でございますが、熊本県森林・林業・木材産業基本計画の見直しについてという1枚紙の方でございます。

現行の計画でございますけれども、平成19年3月に策定いたしまして、それから、おおむね見直すこととしておりました5年間の経過でございます。そのため、最近の我が県の森林・林業・木材産業の現状と、それから現状と課題に的確に対応するような新しい計画を、今後5年間の県としての施策をまとめたものを計画として新たに策定しようということでございます。

この見直しに当たりましては、2の見直しの趣旨の2ポツのあたりでございますけれども、国がおとしに森林・林業再生プランにおいて示しました考え方でありませうとか、それから、今年度閣議決定しました森林・林業基本計画等の内容を踏まえませうとともに、それから、県内の状況でございますが、他県に比べて充実しました本県の森林資源が、林業・木材産業界において循環的に利用される森林・林業・木材産業施策を提示するということを検討してございます。

計画期間につきましては、平成24年から平成28年度までの5年間ということで考えてございます。

今ちょっと触れました現状と課題ということでございますが、3番のところでございますが、まず、森林資源が成熟しておりますが、多くの森林が主伐可能な段階に来ていると、一方で、林業生産活動は低位にある状況でございます。

また、県下に大規模な製材工場等の拠点が整備されております一方で、原木の低コストでの安定供給体制の整備、それから県産材の需要を最大化させること、これが重要な課題となつてきてございます。

また、その木材の安定供給のためには、伐採後の再造林を確保しつつ、主伐や利用間伐を推進していくことが必要ということが課題でございます。

また、住宅や公共建築物の木造化、それから内装の木質化等に取り組みますとともに、木質バイオマスのエネルギー利用等により、木材需要の拡大が必要となっているという状況でございます。

県の森林の状況が成熟しているという状況、それから、国の林政の新たな考え方としては、主伐なり、木材を利用するというところにややシフトしているところがございますので、このような趣旨を踏まえた、かつ、それを前提としましては、先ほど御議論がありましたような県産材の需要の拡大ということも重要な前提となってまいりますので、このあたりに重点を置きつつ、新しい計画を策定したいというふうに考えてございます。

現在、検討を開始したところでございまして、来年の2月の県議会に、改めてその内容を提案させていただくということを考えてございます。

基本計画については以上でございます。

それから、もう1点、政策課の方からございます。

もう1枚の紙の方でございしますが、環太平洋連携協定(T P P)についてという紙でございします。

これは、この紙につきましては、経済委員会の方でも報告されておる紙でございまして、現在の状況について、ここで御報告させていただくという趣旨のペーパーでございします。

この協定につきましては、昨年来、いろいろ国の方で議論されておるところですが、当初は、ことしの6月に交渉の参加について判断をしておりますが、東日本大震災による議論の中断等状況の変化もございまし

たので、現状においては先送りされておるという状況でございます。

昨年の11月に、本県としまして、国に対して、T P Pの参加検討に当たりましては、農業の将来ビジョンを示すこと、それから国民合意に向けたきちんとした議論を積み重ねて慎重に検討をすることということを、執行部として知事の名前で要望をしておりますが、現段階においては、いずれも十分な状況とは言えないというふうに考えてございます。

その後の状況でございますけれども、ざっとその現状を申し上げますと、まず政府全体としましては、8月15日に政策推進の全体像というものを閣議決定されてございますが、この中におきまして、T P Pにつきましては、被災地の農業の復興にも関係してございまして、この点を踏まえて、さらに国際交渉の進捗でありますとか、産業空洞化等の懸念等もございしますので、これについてきちんと議論をして、協定交渉の参加の判断時期については総合的に検討し、できるだけ早期に判断するというふうに記載されておるところでございます。

一方、この中に直接書いてございせんが、政府の食と農の再生会議というのが昨年からございまして、農業の強化策ということが議論されておりましたが、これにつきましては、8月2日に中間提言ということで、今後の農林水産業の施策について方向性が示されてございまして、これについては、平成24年予算、それから3次補正も含めまして、今具体化されているという状況にございます。

それから、T P Pの交渉についてでございますが、政府が直接参加しておりませんので、なかなか情報がとりにくいということでございますけれども、物品市場のアクセスでありますとか、これが一番注目されておりますが、それ以外にも、24分野と言われまして、いろいろ各分野について、ルールづくり

なり、いろいろ検討がされておりますが、物によってはなかなか議論はまとまっていないという状況でございます。

ただ、今後の見通しとしましては、11月、TPPの閣僚会議の会合の方ですが、11月に大まかな協定の輪郭を固めるという話が、以前から、9カ国、現在の協定交渉参加国の9カ国の方から出てございます。

本日なり、昨日の報道でもございましたけれども、政府なり民主党の方では、その11月の協定あたりにある程度の結果を集約したいというような発言も幾つか出ているように報道されてございます。

ですので、我が県としましては、政府内での検討の状況でありますとか、それから農業の強化策についての具体策、これの具体化あたりをきちんとこれからも見ていきたいと、必要なときについては適宜意見を、議会の方で今度意見書を採択されてございますけれども、考えていきたいというふうに考えてございます。

政策課は以上でございます。

○平山畜産課長 畜産課でございます。

荒尾競馬事業の廃止及び今後の対応についてでございます。資料の方をよろしく願いいたします。

若干、裏面を通じまして、荒尾競馬の沿革について先に御説明いたします。

荒尾競馬は、全国17カ所で地方競馬が開催されておりますけれども、昭和23年の10月に、熊本県と荒尾市の主催で、それぞれ年4回開催いたしまして、全国で一番歴史が古い、83年の歴史でございます。

昭和30年には、荒尾競馬組合という組合を設立いたしまして、利益の余剰金は荒尾市の収入とし、不足についても荒尾市が補てんするという覚書のもとに、現在まで運営がされてきております。

運営の中身につきましては、一番ピーク時

が、昭和55年前後におきましては、157万人ぐらいの入場者数で、130億から140億の売り上げを誇っておりましたが、平成9年の三池炭鉱の閉山に伴いまして、10年以降はずっと10年連続で赤字ということで、累積が約14億弱になっております。

22年度の決算につきましては、東北震災等の影響もありまして、場外馬券の売り上げが伸びて、若干4,000数百万の黒字にはなっておりますけれども、それは経費の節減が一番大きくて、在厩馬の——2番の荒尾競馬の概要の中で、在厩馬280頭をごらんいただきたいと思っております。

実は、赤字とあわせまして、荒尾競馬は、厩舎が630棟建ててでございます。それで、全体で、待機馬を入れますと、670頭の枠で年に71回開催でございます。だから、1レース10頭立てで10本走ると、100頭使用しますので、3日間で300頭なんです。280頭で行くならば、その馬の組み立てもできないような現状ということになるかと思っております。

そういう中で、表に返っていただきますと、1番の荒尾市の動きでございますけれども、23年9月5日に、荒尾市長が競馬事業の廃止を表明されております。6日には、荒尾市長が知事に面談して、競馬事業の廃止表明について説明をなされております。9日、荒尾市長が、農林水産省の競馬監督課及び総務省の市町村体制整備課に、競馬事業の廃止表明について報告に上京されております。

県の対応については、大きく分けると、1番と2番の雇用対策、跡地利用でございますけれども、これは、現在荒尾競馬には競馬課なるものを設けてから、それぞれ就職の面談会を開いたり、跡地の利活用の方法について議論しながら粛々とされておりますので、県といたしましては、市からの提案を伺い、協議しながら、前向きに検討させていただくということになるかと思っております。

3番目の今後の主なスケジュールでござい

ますけれども、一応荒尾競馬につきましては、23年12月をもって競馬の終了ということになります。その後、荒尾競馬組合の解散、財産の処分の議決ということで、県議会、市議会に上程されるかと思えます。その後に、荒尾競馬組合の解散ということになるかと思えます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

○城下広作委員 TPPのことで、ちょっと一応確認をさせていただきたいと思えます。

大変重要な問題で、今後の成り行き、国の動向は大変気になるところでございます。

それで、これは消費者と生産者で全然また立場が違った意見が出るというのもこのTPPの問題でもあると思えます。それで、我が県は農業県ですから、農業を守るという観点で私もずっと考えておりますし、それが基軸だというふうに考えています。

そのとき、こうやって例えば交渉参加国が9カ国という国々で、本当にTPPを、逆に要するに受け入れた場合に、本県の農業の農産物では、例えば米なんか、アメリカが本当に参入したら半額になると、そうすると、米なんか半額だから、それはみんな買うような形になる、だけど、つくる側が太刀打ちできないから全部やめるという発想は、大体一般県民にもわかると思えます。

例えば、熊本県ではトマトが日本一であると、トマトなんかは、この9カ国から、具体的にどこから入るだろうと、そうしたら価格がこんなぐらいになるだろうというように、具体的に熊本県の農産物で、批准した場合にはこういう価格、こういうぐらいになってしまうと。これは全然生産意欲なんか当然出ないというように、県民に細かく説明できる

ような、こんな資料というのは、まず県民に理解してもらうために。批准をされたら、こういう農産物はこういう価格になり、こういうふうになると全然話にならぬと、生産者が太刀打ちできないと、だから農業はつぶれるんだと、具体的にそういう説明ができるようなものというのは、まずあるのかなのか。

○国枝農林水産政策課長 県民に対する県農林水産業への影響ということでございますけれども、これにつきましては、昨年、政府で検討が始まりましたときに、国内農業に対する影響がどれくらいあるのかということについて試算を行っております。

当時、同じ計算式を県の農業に当てはめたときにどれくらいの影響があるのかということについて試算をしております、これは、いろいろ農林水産省なり政府の計算には、仮定の上に仮定をとということでございますけれども、同じ計算をしたらばという前提ですが、本県農業として最大で1,147億円の生産額が減少する可能性があるというふうに試算をしております、これについては公表しておるところでございます。

例えば、具体的には米につきましては、農林水産省の仮定ですと、例えば90%が外国産に置きかわって、有機米等の差別化された米10%だけが残るといような試算をしておりますので、例えばこれを県に当てはめると、マイナスの94%、416億円程度の減少になるということでございます。

米なり、小麦なり、すべての品目ではありません。本県については、7品目について計算しております、これは公表しております。県民の方にもお伝えしているつもりではございます。

○城下広作委員 例えば品目でも、具体的な数字ではそういうふうになるわけですよ。ただ、みんなが知っているかというのは、ち

よっとまた広報周知は考えなきゃいけないと思います。

それと、例えばそうなったら、作付している人は、みんな事業を継続できるかといったらできないと、全部やめるよというようなことは考えられないのかと。やめた場合は、農地は、半分なり、なくなりますよとか、例えば作付の面積はこのくらい残ります、そうすると、その従事者は、このくらい人間が、もう仕事をやらなくなるというような数字は出してあるのか、これはどうですか。

○国枝農林水産政策課長 実際に生産額への影響がこれぐらいという数字は出してございますが、実際にどれくらいの方が廃業されるとか、そういうような数字の落とし方にはしてございません。

そこにつきましては、本会議の方でも知事が申ししておりますとおり、政府の方で、これからの農業ビジョンというのをきちんとまず示してもらわないと困ると、それがきちんと示された上で、新しい強化策なりが示された上で、じゃあどうなるのかというきちんとしたシミュレーションをしてみないことには、我々も判断できないということは言っております。

ですから、まだそこまで情報が——客観的な生産額が減るくらい計算はできるんですが、実際に構造的にどれくらいまでになるといところまでの判断材料がないということで、それで、今のところ、国民的な議論や政府からの情報の開示が足りないということを言わざるを得ない状況になってございます。

○城下広作委員 そこが私は足りないと思います。品目とか数字の影響だけ言ってしまうと、それは結局価格だけを国民が見るような論議になってしまっ、結局間違ってしまうとか、結果的には安くなればいいという人もたくさんいるわけですから、価格ではな

くて、その価格の競争に負けた人が、結果的には日本国内から農業を捨て去るという影響の方がもっと大きいと思うんですよ。それは、土地にしろ、土地の利活用にしろ、また農業の従事者の離職というような形、このことが、T P Pの問題ではもっと大きく存在的にあるのではないかと。ここの数字がわからないで、これが批准とか批准じゃないとか、参加するかしないとかという論議は、国民に、どうですかと言っても、アンケートとっても、それは間違った判断をしてしまう危険性が高いと思います。

だから、本来は、国も、まあ県もそうすけれども、特に我が県なんかは、そのことをよくデータを、ある意味では農業県ですから、具体的に価格がこうなったら大体太刀打ちできぬだろうというのは、大体その業種では想像がつくと思います。そういうことも考えた数字的なものが出ないと、結局、なぜT P Pが非常に厳しいのかというのが、私は、県民や国民に正しい情報としてつかないで、結果的には、もう安くなればいいんじゃないかというように流れていくという危険性があるから、ぜひこれは数字的に私はある程度、これは仮定かもしれないけれども、つくるべきというか、その情報に努めていくということが大事だと思いますけれども、どうでしょうか。

○国枝農林水産政策課長 県民の方へどういう数字を示すのが一番効果的かという、委員の御指摘はごもっともかと思えます。

どういう数字を出すかというのもなかなか頭の痛いところでございますので、示し方なりにつきましては、ちょっとよく研究してみたいと思います。

○村上寅美委員 日本の場合は、まず突出しているのが人件費たいね。物価の、人件費が突出している。例えばタイ米、タイの米が日

本に入っているのは、幾らで入ってくる。タイは幾ら。タイ米が日本へ入ってくると。

○池田和貴委員長 答えられる人はいますか。

○村上寅美委員 おれが4～5年前に行ったとき、8分の1ぐらい。港につけてね。C&Fで8分の1ぐらいだった。たまがったたい、聞いて。（「2,000円」と呼ぶ者あり）うん、1俵。だから、先生が言われるのはわかるけど、コスト意識では日本は勝たぬのですよ、何も。ただ、物に対してはいいと言うけど、じゃあデコポンが1個1,000円で売るとか幾らで売ると言うけど、そんな簡単に売れとるわけじゃなかった。需要があるわけじゃないわけたい。

だから、まず農家との比率の問題で、そういう資料ば一応とっとく必要があるね、君。例えばアメリカのは今も入ってきよるわけだけん、それば輸入関税で農家ば守とるわけだろう、米は。だけん、そういう組み立てを、細部のところはわからぬでも、現状把握というのは——今タイば聞いたら知らぬどが、君が。アメリカは知とるか。

○国枝農林水産政策課長 余り……。

○村上寅美委員 わからぬだろう。

だから、本当に今言われるように、日本にどういふ影響力があるかということは、抽象的にはわかるけど、主観的にはわかるけどね。やっぱりそれは、消費者は安い方がよかたい。だけん、スーパーがつぶれてしまいよるどが、弱小スーパー。だけん、それがいいか悪いかということになると、やっぱり地方スーパーがもうもたぬわけたい、大型で来るから。じゃあ、それが全国で、熊本県でもそうたい。まずスーパーというのがでけたから、商店街がだめになった。だけん、それが

よかったのか悪かったのか、消費者にとってもというような形まで追わないかぬごてなるわけたい、最後はね。だけん、まず当面わかるデータというのは議会に出すべきよ。それだけ、もうよか答えは。君よりかおれが知とるもん。

○池田和貴委員長 じゃあ、村上委員の要望としてさせていただきたいと思います。

例えば、先ほど城下委員が御指摘されたように、今、熊本県、熊本市は、ほとんど100%地下水でなっていますよね。今地下水涵養のために一生懸命努力されていますが、もしTPPが入ってきて、先ほどおっしゃるように、米をつくる人たちが少なくなった場合に、本当にこの地下水の涵養量も影響してくることはないのかとかですね。

いろんな、やっぱり価格だけではなくて、本県に及ぼす影響とかというのは、見方はいろいろしていけばあると思うんですよね。そういったものも、皆さん方とすれば、まあ農業関係ではないことかもしれませんが、特に農業問題として語られる以上は、そういったところも、ぜひいろんな角度からそういった情報を集めといていただきたいというふうに思っておりますので、私もこれは要望させていただきます。

○村上寅美委員 国に要望、一目瞭然、わかるでしょう。君がとっとらんだけだろう。わかるだろうが。だけん、そういうのを……。

○鬼海洋一委員 林業・木材産業基本計画の見直しをする上での分母となるべき森林の整備率の問題です。

県が計画している整備の目標からすると、先日、90数%の達成率だというお話がありましたが、民有林も含めて、今、これは間伐を中心とする整備率が、全県下でどのくらいになっているのかということはおわかりですか。

○河合森林整備課長 熊本県の森林面積、全体で46万ヘクタールございます。そのうち民有林が40万ヘクタールでございます。一般的に、森林の整備が、人間の手を加える必要があるというのが人工林に該当いたしまして、人工林の面積は24万ヘクタールでございますが、そのうち杉、ヒノキが23万ヘクタールという状況でございます。

例えば、間伐をやるという行為になりますと、大体15年ぐらいから以降の森林についてやるということございまして、23万ヘクタールのうち15万ヘクタールだとか16万ヘクタールぐらいがその間伐を必要とするということになります。

間伐ということは、大体10年に1回ぐらいやればいいということになりますので、ざくっと申し上げまして、その15万ヘクタールでございましたら、10年に1回になりますので1万5,000ヘクタールだとか、その程度をやっていく必要があるということになるのかなというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 そのサイドというか、期間については、今お話しのとおりかもしれませんが、じゃあその中で、必要とするものに対する整備率はどういうぐあいでしょうか。

○河合森林整備課長 先ほど申し上げました間伐という意味でいきますと、昨年度、平成22年度の実績で大体1万3,600ヘクタールぐらいだったというふうに、実際に実施された面積はその程度ということでございます。

○鬼海洋一委員 率でいうとどれぐらいです。

○河合森林整備課長 県の計画目標自体が1万4,500でございます。それに対しては、90%は超えているという状況になってございま

す。

○鬼海洋一委員 いや、民間を尋ねているので。県の、県有林の達成率については……

○河合森林整備課長 県の民有林全体としての面積に対する割合でございます。

○鬼海洋一委員 90%はもう整備していると。

○河合森林整備課長 そうでございます。

○鬼海洋一委員 間違いはないですね。

○河合森林整備課長 そうです。

○鬼海洋一委員 間違いはないですね。それなら、かなりな程度に、間伐等を含める森林の整備は、県下できているじゃないですか。

そうすると、この中で、どういう——今後の県の整備については、今、政策課長、その辺は承知をしながら、この基本計画の見直しをされるわけですよ。

○国枝農林水産政策課長 もちろんそのあたりは現状ということで踏まえてあります。

○鬼海洋一委員 なぜかというふうにはいいますと、5年間ですから、短期、中期、まあ短期になるんでしょうかね。そうすると、先ほどカーボンのオフセット・クレジットの話をいたしましたけれども、そういう意味で対象面積がどれくらいあるかということは、今後の計画を進める上で非常に大きな問題ではないか。

特に、民間の自己負担が必要とするこの間伐という行為に対するその対価をどういうぐあいに作り出していくかということは、現状の整備率と将来の方向というのは一体のも

のですから、その辺の検討、どれくらい——私は、そんなに90%も達成しているのかなと非常に疑問があるんですが、それはそれとして、じゃあ後ほど県下の森林の整備、あるいは、今お話がありました、どの程度の育林の状況、年数として要るかという、マップが恐らくできているというふうに思いますので、それを私の方にお示しいただきますようお願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、要望は、荒尾の競馬です。

一番私が心配しているのは雇用の問題です。当然取り組んでいくということで今お示しをいただきましたが、特にこの件については、いよいよ要望の取りまとめ等が出てきているようですが、県として支援してやらなければ達成できない課題だと思いますので、よろしく願いしておきたいと思いません。

○池田和貴委員長 ただいま鬼海委員の方から要望が出されております。

鬼海委員も御指摘をされましたように、熊本県の森林・林業・木材産業基本計画というのは、これは議会議決が必要な計画でございます。そういった意味では、多分2月議会でこの委員会で議決をしたものが本会議に上がるということになります。そういった意味では、委員の先生方も、各会派ごとにいろいろな勉強会をされるとと思いますが、私たちの議決案件を本会議で問うという形になりますので、今鬼海委員の方から御質問がありました。この森林・林業・木材産業基本計画については、各会派等でよく御審議をした上でその議決に臨んでいただくことをお願い申し上げたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

○田代国広委員 鬼海先生の林業と重複するかと思いますが、ここにも書いてありますけ

れども、皆伐後の植栽の問題ですね。

非常に中山間地あたりが疲弊しておるわけですから、恐らく皆伐した後の新植は大変厳しい状況が予想されますし、ここにもそういった心配が書いてありますが、その確保について、どういった考えと申しますか、方策と申しますか、今考えられていることがあればお知らせ願いたいと思います。

○河合森林整備課長 実際に木を伐採いたしました、それに係る収入から次の植栽を行うというところで、森林所有者の方がどれだけ持ち出しをするのかということが問題になるというふうに考えてございます。

今開発中の技術がございまして、普通苗木というのは、土がない状態、裸苗と言うんですが、それを植えるということをやっております。それと、もう一つの手法としまして、植木鉢みたいな、もう少し小さいもの、土がついている苗木を植えるというやり方がございます。それをやりますと、土がついておりますので、苗木の成長が速いということと、植えつけのスピードも速いというものが一部開発中でございまして、そういう苗木を植えれば、例えば後で行います下刈りだとかの経費が削減できるだろうと。また、少なく植えることによって、途中の間伐とかの経費も抑えることができるだろうということを考えてございまして、今年度から低コスト造林を行うというモデル事業に取り組みまして——ただ、苗木が高いというところがございまして、その苗木の差額を県の単費でかさ上げをするという措置も、今年度からとらせていただいております。

そういう取り組みを通じまして、同じ木を切って、また木を植えて、循環型の森林資源を造成していこうということを考えておるところでございます。

○田代国広委員 技術的なことはそういった

改善をされておりますけれども、一番心配なのはやっぱり労力ですね。労力、これが確保できるかという心配があります。さっき申しましたように、非常に中山間地、特に疲弊しておるわけですから、本当にその労力が確保できるかというのが一番問題だと思っておりますが、そういった労力の確保に対する行政からの支援、そういったことは検討されていきますかね。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。

担い手の確保というようなことにつきましては、植えつけと下刈りという作業と伐採という作業は、担当される方が別な班がされるようなことが多いわけですが、議会の方で予算も認めていただきました林建連携というようなことで、今建設業の方も林業の方にどうでしょうかというようなこと、それと、新規の方についても、研修等をする中で、全く素人といいますか、林業が初めての方への研修等も実施する中で、担い手対策というようなことを実施している状況でございます。

ちなみに、林建連携では、昨年度、林業事業体以外で、建設業の方あるいは新たなところで33団体等が協議会に参加していただいて、今、随時話し合いとか、OJTといいますか、現場研修等を行っているような状況でございます。

○田代国広委員 大変今——私も少し里山というか、山を持っているんですよ。山の手入れをしていますと、下の道を運動なんかで歩かれている方がおられて、地元の方が何とおっしゃると思うんですか。国ちゃん、おおごつね、山持つとると手入れせなんけんと言わすですよ。本当にそれぐらいの今の山の価値といいますか、ということでございまして、したがって、皆伐した後の新植というのは、本当に重要な問題として今後クローズアップ

されてくると思いますので、ぜひそういったことについても、さらなる施策の充実を考えていただきたいというようにお願いしておきます。

それから、TPPについていいですか。

○池田和貴委員長 はい、どうぞ。

○田代国広委員 TPP、私は反対であります。当然です。一番心配なのは、やっぱり日本の主食たる米が、極めて厳しい環境に置かれるということは明白であります。したがって、日本から米がなくなるあるいは減少するということは——米はやっぱり日本国の主食ですから、ですから、これは何としても守らないかぬと。片岡先生と話してみましたけれど、あの人は、やっぱり私以上に、いわゆる近い将来必ず食糧危機が来るんだという前提で研究されておるわけございまして、特に米はやっぱり日本の主食だから、これを守るんだと、伸ばすんだという強い思いを持っておられるわけでした。特に、安けりゃいいという話がありますけれども、やっぱり国境があるわけですから、必ず食糧難が来たならば、自分の国をまず優先するわけですから、そのとき果たして日本がどういった状況に置かれるかという、本当にもう考えただけでもわかるわけであります。

この問題を論議するとき、賛成者が言うのには——農業は要らないという人はいません、賛成者の中にもですね。農業の規模拡大を図るとかあるいは輸出拡大をするとか、口先だけでは言っているんですけども、果たしてじゃあ拡大ができるのか、輸出がふえるのか、その点どれだけの財政が必要なのか、そういった具体的なことは全く示されていないんですよ。

ですから、ビジョンを示しても、それを裏づける財源、ぴしゃっと担保されるのかどうかというのをしっかりと我々は見ないと、ま

た、今の民主党政権、特に前原政調会長なんかは言語道断、1.5%のために98.5%が犠牲にならないかぬのかなんていう発言は、まさに農業を蔑視した考え方なんです。こういった方が政府の中心におるわけですから、恐らく野田総理もそうらしいから、私はやっぱり危機感——彼らは松下政経塾ですから。松下政経塾で教えるのは、ナショナルの松下さんがつくった政治塾ですから、恐らくやっぱり経済的にいくと、そういった方というふうな気がするんですよ。

ですから、恐らくこの問題は、民主党でも大変議論が今分かれておりますし、自民党もそうだと思いますが、そういった中で、何となく参加をするような気がしてならないものですから、大変危機感を持っております。

今後、しっかりと皆さんにも、特に皆さんは我々よりも優秀ですから、理論武装をして闘えるような、理論武装をできればお願いしておきたいと思っております。要望です。

○池田和貴委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

○中村博生委員 米の話ですが、このTPP、何遍か聞いたんですけど、農家の方が、米は外してTPPば進むっとじゃなかつかいというような話を聞きましたが、実際、そういう話というのは、この中で出ているんですかね。

○国枝農林水産政策課長 交渉の中で、実際に、例外なく関税化するというような話になっておりますので、具体的に、例えば我が国にとって米が主食であり、非常に重要であるからという理由でなかなか抜けるのは難しいんじゃないかというふうに一般的には言われております。

外務省から出た資料とかには、若干除外品目があって、それは例えばブルネイでした

か、どこか東南アジアの国の宗教上の理由で何かかんかがどうしてもできないとか、そういうごく限られた例に限られるというふうには聞いておりますが、それが最終的に認められるかどうかはよく定かではないところです。

ですので、米が抜けるというふうに期待してその交渉をするというのは、非常に、個人的には危険かなというふうには思っております。

○村上寅美委員 ちょっと関連だけど、要するに、日本からの要望で、条件として出すことは出せるわけだね。認めるか認めぬかという問題だろう。単品を認めるか認めないかという話だけど、その交渉に、まだ土俵に上がとらんということだね、日本はね。手上げとらんけん。上げたり下げたりしよるけん。交渉のテーブルについとらんから、ついた段階で、日本はそういう条件を出すべきだろうし、それは認めるか認めないかという問題が、中村先生、今後あるわけですたい。そういうことだろう。

○池田和貴委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありますでしょうか。

○城下広作委員 その他で1点だけ。

きのう環特の資料でちょっと気づいた点があったんですけども、今農産物を、いわゆるいろいろ国内外に出すときに、放射能の暫定基準をはかる機械というのが各県必要だということで、何かきのうのうでいくと、熊本県は薬剤師会の部分でそれを持っているという話で、250何件だったかな、やっている。農林水産物だから、単純に考えれば、その関

係で何か持っておくのが自然なのかなと思っ  
たんですけれども、何で薬剤師会だったの  
かなという、ちょっとこの背景を。

○板東流通企画課長 あの事業そのものが、  
いわゆる分析できるところにしかやりませ  
んということで、今、薬剤師会につきまし  
ては、残留農薬等の分析もやっていただ  
いております。あの関係で入れました事  
業につきましては、農林水産省の補助事  
業を使っているところでございます。

○城下広作委員 だから、農林水産の補助  
だから、何か農水関係の団体ですとい  
う論議はなかったんだろうかなとい  
うふうに思っています。薬剤師会に  
お願いするというのは、まあ、それが  
必要だったということになるん  
ですかね。

○板東流通企画課長 機械だけ入れても  
分析ができませんから、当然のことな  
がら、分析をする技術者がいるとこ  
ろでござります。その関係で、その  
条件を備えていたところが薬剤師  
会の分析センターということになり  
ますので、御理解いただければと思  
います。

○城下広作委員 わかりました。

○中村博生委員 確認ですが、ショウガ  
の臭化メチルの代替薬ですけれど  
も、たしか震災の影響で農水省の  
会議等がおくれとったと思うと  
ですけど、確定したつだったか  
な。その辺わかりますか。

○松尾農業技術課長 臭化メチルは、  
御案内のとおり、使用期間が決ま  
っておりますけれども、本年度、  
来年度分までで最後にたしか  
なっておりますが、最終的に配  
分がなされたということでござ  
ります。

○中村博生委員 そういうことじゃな  
くて、大体塩化メチルか何かが一  
番いいとかがあったじゃない  
ですか。

○松尾農業技術課長 ヨウ化メチル。

○中村博生委員 ヨウ化メチル、それ  
は農水省はぴしゃっと決めたつ  
ですか。

○松尾農業技術課長 今登録に向け  
て手続がなされているというふ  
うに聞いておりますので、もう  
やがて……

○中村博生委員 年度内中には確定  
するわけかな。

○松尾農業技術課長 そのような情  
報で聞いております。

○中村博生委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございま  
せんでしょうか。——なければ、  
以上で本日の議題はすべて終了  
いたしました。

最後に、陳情書が5件提出されて  
おりますので、参考としてお手元  
に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日  
の委員会を閉会いたします。

午後0時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の  
規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長